

追加項目

1 福島第一原発における下請け会社の労働契約

①定期点検を含め原発施設での作業では、何次にもわたる下請契約が行われ、不当なピンハネのほか、作業員の安全衛生教育が不十分だったり、社会保険にさえ加入できず健康管理がなされていない実態があると聞く。緊急作業を含め原発施設での作業に関する下請契約を規制することを検討しているか。

②作業員には外国人労働者が多いとの報道もあるが、不当な搾取につながる危険があり、言語の問題からも安全衛生教育が十分に実施されていない懸念がある。外国人作業員の人数・国籍・言語、及び契約内容を調査すること。また、複数の言語で安全衛生教育がなされるよう徹底すること。

2 福島第一原発作業員の長期健康管理

①手帳交付の対象者を被ばく線量 50mSv を超える者に限定した根拠は何か。

②被ばく線量 50mSv 以下の作業員に対する健康管理方法の拡充を検討できないか。

③電離放射線障害防止規則第 59 条の 2 は、緊急作業に従事した「労働者」の健康診断の結果の記録を厚生労働大臣に提出することを義務づけているが、長期健康管理の対象は「労働者」に限られるのか。例えば、請負の形態で緊急作業に従事した個人事業主の場合はどうか。上記提出義務の履行が担保されるためにどのような方法を採用しているのか。

3 福島第一原発における健康対策

①3月24日、福島第一原発の緊急作業中に短靴で放射線汚染水に暴露した作業員について、その後の状況、及び事故原因の調査結果を明らかにされたい。